

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（ 内閣府 ）

制 度 名		沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の延長	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>離島の地域内において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新增設に係る建物及びその付属設備についての特別償却制度（建物・付属設備 8/100）の適用期限（平成 24 年 3 月 31 日）を 5 年間延長（平成 29 年 3 月 31 日まで）する。</p> <p>（関連条文） 沖縄振興特別措置法第 93 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条 租税特別措置法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9</p>		
		平年度の減収見込額	— (▲7 億円の内数)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、当該特例措置を講じることで離島地域における旅館業等の立地を促進する。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから、本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。</p> <p>厳しい状況にある沖縄県の離島において、各種産業活動の活性化、雇用の場の創出を図るため、本特例措置を講ずることにより、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるインセンティブを与えることが必要である。</p>		
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○沖縄振興特別措置法第 93 条 「離島の旅館業に係る減価償却の特例」 ○沖縄振興計画 第 3 章 振興施策の展開 8 離島・過疎地域の活性化による地域づくり (1) 産業の振興 ○新沖縄県離島振興計画 第 3 章 振興施策の展開 第 2 節 地域特性を生かした産業の振興 ○政策体系における政策目的の位置づけ 政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄の離島の活性化」

	政策の達成目標	離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光・リゾート産業等の進行、若年層の就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。																		
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間																		
	同上の期間中の達成目標	<p>離島地域の宿泊施設数（ホテル、旅館等）及び施設収容人員数を平成 21 年度の 974 施設、35,305 人から、平成 28 年度には 1,044 施設、37,847 人とし、70 施設、2,542 人増やすことを目標とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊施設数</th> <th>収容人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値（平成 21 年度）</td> <td>974</td> <td>35,305</td> </tr> <tr> <td>目標値（平成 28 年度）</td> <td>1044</td> <td>37,847</td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td>70</td> <td>2,542</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊施設数	収容人員数	当初値（平成 21 年度）	974	35,305	目標値（平成 28 年度）	1044	37,847	差 引	70	2,542						
	宿泊施設数	収容人員数																		
当初値（平成 21 年度）	974	35,305																		
目標値（平成 28 年度）	1044	37,847																		
差 引	70	2,542																		
	政策目標の達成状況	<p>これまで離島地域の活性化を図る目的で観光・リゾート産業の立地の促進に努めてきた結果、平成 14 年度から平成 23 年度までの間の目標値を平成 21 年度で達成している。（974 施設、35,305 人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊施設数</th> <th>収容人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値（平成 14 年度）</td> <td>483</td> <td>21,609</td> </tr> <tr> <td>目標値（平成 23 年度）</td> <td>690</td> <td>34,358</td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td>207</td> <td>12,749</td> </tr> <tr> <td>実績値（平成 21 年度）</td> <td>974</td> <td>35,305</td> </tr> <tr> <td>増加数</td> <td>491</td> <td>13,696</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊施設数	収容人員数	当初値（平成 14 年度）	483	21,609	目標値（平成 23 年度）	690	34,358	差 引	207	12,749	実績値（平成 21 年度）	974	35,305	増加数	491	13,696
	宿泊施設数	収容人員数																		
当初値（平成 14 年度）	483	21,609																		
目標値（平成 23 年度）	690	34,358																		
差 引	207	12,749																		
実績値（平成 21 年度）	974	35,305																		
増加数	491	13,696																		
有効性	要望の措置の適用見込み	各年度 10 件（法人、個人の合計）																		
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置制度により離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加していることから、本措置制度は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効な手段である。																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特別土地保有税の非課税																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国税により初期投資を軽減するとともに、沖縄県及び市町村による減税措置により多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。																		

	要望の措置の妥当性	<p>遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性を抱え、離島の中の離島であるなどより厳しい状況にある沖縄県の離島においては、各種産業活動の活性化、雇用の場の創出のため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、本特例措置は妥当なものである。</p> <p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業等を行っているが、それは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。</p> <p>また、今回の特例措置の要望は全業種を対象としているものではなく、離島振興に特に重要な旅館業を対象としていることから、必要最小限の特例措置である。</p>												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業者数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>7</td> <td>27 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>9</td> <td>19 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>5</td> <td>56 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方税の課税免除実績により推計</p>		事業者数	減収額	平成 20 年度	7	27 百万円	平成 21 年度	9	19 百万円	平成 22 年度	5	56 百万円
		事業者数	減収額											
	平成 20 年度	7	27 百万円											
	平成 21 年度	9	19 百万円											
平成 22 年度	5	56 百万円												
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>沖縄県の離島は、遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性を抱え、離島の中の離島でもあるなど大きなハンディキャップを背負っていることから、もともと企業立地のポテンシャルが低く、多くの実績が見込める地域ではない中で、本措置制度により、離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加していることから、企業立地促進に効果がある制度となっている。</p>													
前回要望時の達成目標	<p>平成 14 年度から平成 23 年度までの間に、離島地域の宿泊施設数（ホテル、旅館等）とその収容人員数を 483 施設、21,609 人から、690 施設、34,358 人とし、207 施設、12,749 人増やすとしている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊施設数</th> <th>収容人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値（平成 14 年度）</td> <td>483</td> <td>21,609</td> </tr> <tr> <td>目標値（平成 23 年度）</td> <td>690</td> <td>34,358</td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td>207</td> <td>12,749</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊施設数	収容人員数	当初値（平成 14 年度）	483	21,609	目標値（平成 23 年度）	690	34,358	差 引	207	12,749	
	宿泊施設数	収容人員数												
当初値（平成 14 年度）	483	21,609												
目標値（平成 23 年度）	690	34,358												
差 引	207	12,749												
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>これまで離島地域の活性化を図る目的で観光・リゾート産業の立地の促進に努めてきた結果、平成 14 年度から平成 23 年度までの間に、離島地域の宿泊施設数（ホテル、旅館等）とその収容人員数を 483 施設、21,609 人から、690 施設、34,358 人としていたところ、平成 21 年度には 974 施設、35,305 人となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊施設数</th> <th>収容人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値（平成 21 年度）</td> <td>974</td> <td>35,305</td> </tr> <tr> <td>増加数</td> <td>491</td> <td>13,696</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊施設数	収容人員数	実績値（平成 21 年度）	974	35,305	増加数	491	13,696				
	宿泊施設数	収容人員数												
実績値（平成 21 年度）	974	35,305												
増加数	491	13,696												
これまでの要望経緯	<p>平成 9 年度 制度創設 平成 14 年度 延長 平成 19 年度 延長</p>													